

令和2年度12月期福岡家庭裁判所委員会結果要旨

1 開催日時

令和2年12月11日（金）午後1時30分

2 場所

福岡家庭裁判所431号共用室

3 出席委員

平直子委員，知名健太郎定信委員，永松健幹委員，那須重人委員，野島秀夫委員，原口智吉委員，日笠和彦委員，樋口正行委員，久留百合子委員，平島正道委員，深堀寿美委員，藤田光代委員，藤田雄飛委員，瀧ノ上將孝委員，船津邦比古委員（五十音順）

4 事務担当者

中澤智首席家裁調査官，清原猛家事首席書記官，森久和少年首席書記官，花守英二事務局長，永野秀治事務局次長，藤原恵美総務課長，佐藤貴司会計課長

5 テーマ

「福岡家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組について」

6 進行

- (1) 裁判所から取組について説明
- (2) 調停室及び法廷の見学
- (3) 意見交換

7 意見交換結果(要旨)

（以下，発言者は，◎委員長，○委員，◇事務担当で略記する。）

- ◎ 今後の裁判所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について御意見を伺いたい。

- 裁判所でリモートの活用はどの程度進んでいるのか。また、先ほど法廷や調停室をご案内いただいたが、実際に感染したとか、濃厚接触者が出たとか、例えば調停に来られた方が濃厚接触者だったとか、そういう危険な例がなかったのかを教えてください。
- ◇ リモートワークについては現時点では未定であるが、環境が整っていないし、全国的なことでもあるので、これからの課題と考える。裁判所内で感染者が出た例の有無という点については、8月に当庁の職員が感染した例があったが、来庁者に濃厚接触者が出たという状況ではなかった。
- 大学でも全体的にリモートに移行しているが、リモートを行うに当たって難しかったのは、どのようなデバイスを用いて、どのようなソフトを使用するかによって、どのくらいセキュリティ攻撃があるのか、情報がどのくらい漏えいするのかがわからなかったことである。裁判所ではどのようにされているのかを伺いたい。
- ◇ （リモートワークを広い意味で捉えれば）裁判所においても緊急事態宣言下において在宅勤務を行ったところである。ただ、実際に在宅勤務でどのような仕事があるかという点、現在の裁判所においては紙の記録を基に仕事をしているという特殊性があるため、多くの秘匿情報が記載された紙の記録を持って帰って仕事をした時の情報の流出の危険性を考えると十分にできない面もあった。今後、オンラインで仕事を行えるようになったとしても、セキュリティは万全であるかというところも考えていかなければならない。環境整備といったハード面と、自宅でどのような仕事ができるかといった中身の面の両方の面において将来的な課題ととらえている。
- ◇ 民事訴訟においては現在IT化を進めている。裁判所と弁護士事務所との間をオンラインにつないでやり取りした上で争点を整理して、

最終的にどのような判断をするかといったところを積極的に進めており、これは工程表ができています。ただ、これを家庭裁判所で行うとなると課題はある。家庭裁判所の特徴は、当事者本人が弁護士を付けずに調停に携わることが民事訴訟と比べて多いということがあり、弁護士事務所と同じようにご本人とリモートができるかという問題点がある。もう一つは職員の仕事をリモートでやった場合に何ができるのか。裁判官においては自宅で裁判書の起案はできるが、起案した草稿をオンラインで共有するとなると情報管理上の問題がある。裁判官が在宅勤務をした時に電話を利用して合議を行った際は合理的かつ効率的に行えたと認識できたが、一般の職員の仕事においてはどのようなものができるのか、何が便利か、どのような方法でやれば情報を守れるのかを考えながらやっていく必要があるという点で、やはり、将来の課題である。

○ 調停の場合、コロナ禍なので、オンラインでできないかといった要望があるのではないかとと思われるし、職員においては情報管理の問題や環境の問題等いろいろあると思うが、働き方改革や時短の問題もあるので、環境だけは整えていかないといけないと思う。コロナがずっと続くわけではないが、オンラインで仕事のやり取りが可能であるとか、在宅勤務が可能であるとか、そういう状況に進まないといけないのではないかと。

○ 若者は無症状陽性の人も多いということで細心の注意が必要である。

先ほど法廷を見学した際の説明では1時間おきに換気を行っているとのことだったが、あの空間の中での人数を考えると私個人としては密ではないかと感じた。空調があるとの説明だったが、報道などでは普通の空調ではウイルスを早くまき散らしてしまうという話もある。私の職場では人事や秘密事項以外は会議でも講義でも窓を開け、扉を開

けて換気を行っている。法廷は窓がないということなのでウイルスをまき散らすことのない機器を導入する必要があるのではないかと。

医療機関に入る時には体温チェックがあるが、裁判所に入るときには体温チェックが一切なかったため、体温チェックがあった方がお互い安心できるのではないかと考えた。

貼り紙で体調不良の場合は来庁を控えるということが書かれていたが、私の職場では体温の場合37.5度以上はだめですよとか、(体温の低い人の場合)平熱よりも1度以上高い場合はだめですよとしている。裁判所でも具体的に示してみてもどうか。体調不良といってもいろいろと症状があるので、具体的な症状を列挙したらどうか。

◇ 法廷の換気については、(逃走防止を図らなければならないという法廷の特殊性を踏まえて)空調設備による機械空調を行っている。その効果について、新型コロナウイルスを除去しており大丈夫ですよというところまでは確認できていないが、今回最高裁から示された事務連絡の中でも、1時間以上であれば換気をしなさいとなっているため、それを励行しているところである。

検温については、今後の感染防止対策の中でもマスクを着用していただくという点と体調不良時の来庁回避という基本的な対策を徹底するということを来庁者にも御依頼しており、もし来庁後に体調不良があった場合には申し出ていただいて退庁していただくという対応をとっているため、窓口や入口で一律検温というのは現在のところ実施していない。ただし、個別の判断に基づいて必要性があつて検温する場合のために非接触型の体温計は備えている。

体調不良の目安となる体温の数値を示した方がよいのではとのご指摘については、そういう一面はあるが、一方で平熱がそれぞれ違うため一律に体温を示すことでかえって混乱することもあるので、一つの目

安として示すことはあるかもしれないが、現在はそういう考え方で示していない。

◎ 現在の感染対策については、公衆衛生学の専門家にアドバイスをいただいて、基本的にはマスクの着用を徹底することによって飛沫感染の防止がかなり図れるという考え方を示していただいている。かつ、距離が2メートル以上あればほぼ大丈夫であるという考え方で、対話がなければ1メートルでも横に座っていれば大丈夫とされている。現時点では公衆衛生学の専門家のアドバイスによりこのような対策を行っているということが実情である。

○ 調停においては、マスクの着用、アクリル板の設置、窓のある部屋の利用、定期的な換気などにより感染防止対策が取られている。また、調停委員が感染すると影響が大きく、当事者の方、代理人弁護士の方も濃厚接触者となる可能性があるため、り患しないように注意しながら生活しているという実情もある。

緊急事態宣言解除後、調停を再開するにあたって家庭裁判所の方でも注意を払っていただいたが、調停委員の方としても注意をしながら調停を行っているというのが現状である。

○ 裁判所が行っている感染防止対策については特に問題ないと思う。少し違う視点の話になるが、裁判所に来たら、大抵の人は緊張する状態だと思うが、この建物の中は真っ白に統一された空間で、人がいない、蛍光灯も一直線に配置され方向が分からなかったり、無味乾燥というか無機質というかこれは今自分がどのような状況でここにいるというのが分からなくなってしまうのではないか。そのような状況で調停に臨むということは決して好ましいことではないと思う。その点について考慮していただけないか。例えば、廊下に絵画を置くとか、正常な精神状態で調停に臨めるような工夫を考えていただけないか。

- ◇ 調停室前の廊下には大きな絵を掛けている。また、各調停室には絵ないイラストみたいなものを掛けている。当事者から見て絵が見えるようにして、少し目が休まるような工夫をしている。他の裁判所では室内観葉植物を置いているところもある。できるだけ、調停室に入った当事者が和むように工夫をしている。共用スペースにおいては庁舎管理の点から難しい面もあるが、家庭裁判所の階にきたら、ここは家庭裁判所だと分かるような工夫が何かできないかなと今の御意見を伺い思ったところである。現在は、当事者が非常に緊張しているということで迷わないように、窓口までお越しになった際には場所の配置図を示しながら調停室、待合室、トイレ等を案内している。
- ◎ 家庭裁判所は市民により密着した裁判所で、従来から絵を置いたり、当事者が和むのように工夫しているが、外部の方からするとまだまだというところがあるし、無機質な建物であるということはおっしゃるとおりと思うので、何か工夫ができないかと個人的には思っている。
- 換気に関して、私の職場も窓を開けて風が入るところは定期的に換気を行っているが、風が入らず空気がよどむような場所はサーキュレータを整備して、強制的に風を循環させるといった対応をとっている。
- ◎ サーキュレータをどう使ったらいいかについても、公衆衛生学の先生からご意見を頂戴しており、これを踏まえて裁判所として設置するかどうかを検討しているところである。
- 後見業務に関して、被後見人本人と定期的に面談する際に、入居している施設が面会制限をしたり、面会ができてても時間制限、予約制やタブレットによる玄関先での面談に限るなどの制限があり、本人の状況が確認しづらい状況が続いている。一方で申立ての支援をする際に、本人が来庁できない場合は、調査官調査で本人のところに伺うことになるが、高齢者が多く、入居中の方や入院中の方となると、現在病院と

かが面会を一切させないとかというところもありますが、感染については特に気を付けないといけないと思っている。裁判所として特に注意していることや今後の方針を聞かせていただきたい。

◇ 裁判所も調査官が本人にお会いして、特に後見の中でも補助や補佐というときには、本人調査が基本的には必須だったが、その中でも専門家の方が申し立てられた事案や鑑定で確認できるというような場合には、本人調査を不要にしたり、できるだけ書面でできるような形をとりながら、裁判所も本人に面会しなくても開始の決定ができる事案は開始決定しているし、後見人の方が面会できない場合はその旨を記載した報告書を提出していただいている。その中でえられた情報を基に本人の身上保護に問題がないかどうかを後見人の方と一緒に確認している。高齢者で配慮しなければならない方がいれば是非裁判所に言っていたら、裁判所が何か工夫ができることはやっていきたいと思う。

◇ 対面で行うことが原則であるが、事前に書面をいただいたものに対して、電話で確認していくなどの方法もある。ただ、対面しない場合の問題点として、そばに誰がいるか分からないので、場合によってはその人の影響で言葉が変わってしまったりするのではないか。本人がしっかり個人として答えているのかとか、そういった問題があるので、若干制約がある。診断書その他の状況から本人がどの程度の能力があり、そしてどの程度の回答ができるかということが、わかっているれば別の方法がとれるのではないかと思う。調査官側としてはこちらがうつすかもしれないということが非常に心配しているところであり、対面するときは予め検温した上で、手指消毒、マスクを着用して感染を広げないように気を付けている。

○ 裁判所において、コロナ対策で密にならないようにとか、対策を行

っていることはわかったが、エレベータの動きについてだが一般の方が利用する真ん中のエレベータが意外に全部動いているとは思えなくて、待っていると大勢乗って、かなり密になっているということが多く、そういう印象がある。省エネという考えもあるが、一方で不特定多数の人が一緒になるという状況が生まれているというような気がするので、この辺も配慮というか、お願いしたいと思う。

- ◎ エレベータについては、この庁舎ではA Iを使って運用をしていると聞いているので、毎日利用頻度を学習しながら動いていると考えられる。学習した時間帯ごとの利用頻度に応じて、ある時間帯は下の階に集まり、別の時間帯は上の階に集まるなどして、利用者を乗降させていると理解している。

公衆衛生学の専門家の知見によるとエレベータ内という閉鎖空間であっても短時間で、マスクの着用を前提として会話もされないという利用形態であれば感染リスクは低いとされている。現実的にはあまり制限しなくても大丈夫であるとの見解をいただいているので、マスク着用の上会話を控えていただければリスクは低いという考え方によっている。

- 少年審判については、狭いところで行っているというイメージがあり、密になりやすいのではないかと思うので、何か工夫している点はあるか。
- ◇ 少年事件について、審判廷は逃走防止という観点があるので、開放的な窓がないということがあるが、広い審判廷を使ってできるだけ壁際に座って距離を離しているというのが現状である。

審判においては、身柄を拘束していない在宅事件の期日については時間的にも感染リスクが生じるような状況にないといえるし、期日自体を詰めて入れないように時間を空けて入れている。身柄事件について

は、要急事件として停滞させるわけにはいかないので、優先的に処理しているが、身柄を拘束している少年鑑別所が福岡家裁の本庁と飯塚支部、久留米支部の3庁に対応しているところで、この鑑別所で感染が発生してしまうと大変なことになるので、そこには体調の悪い人は入れないということで対処している。今のところそのような危険な状態にはない。なお、審判廷での裁判官と少年との距離は約3～4メートル程度である。

- 少年鑑別所における感染防に御配慮いただき感謝申し上げます。幸いにして、これまでのところ、全国の少年院、少年鑑別所においては、感染者は発生していない。各施設において、できる限りの感染症対策を講じているところである。今後とも、裁判官や裁判所職員等、外部の方々が来庁したときには、マスクの着用や手指消毒等をお願いすることになるが、引き続き御協力をお願いしたい。

併せて、少年鑑別所への入所に当たり、少年の健康状態について、これまで以上にきめ細かく情報交換できるようお願いしたい。

- ◎ 貴重な御意見を多数いただいたので、今後の裁判所における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の取組を進めてまいりたいと考えます。

8 次回テーマ

「コロナ禍における家庭裁判所の運営上の工夫について（仮題）」

9 次回期日

令和3年6月11日（金）午後1時30分